

○厚生労働省告示第百七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、その住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年四月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の住所の変更

登録番号	氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
五二一	公益社団法人大分県薬剤師会	大分県大分市大字豊饒字光屋四百四十一番地一	大分県大分市大字豊饒二丁目十一番三号	令和二年一月十一日

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に

規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の試験検査を行う事業所の所在地の変更

登録番号	五二一
氏名又は名称	公益社団法人大分県薬剤師会
変更前の試験検査を行う事業所の所在地	大分県大分市大字豊饒字松原四百六十四番一
変更後の試験検査を行う事業所の所在地	大分県大分市大字豊饒二丁目十一番九号
変更年月日	令和二年一月十日